

第10期  
分別収集計画

(令和5年度～令和9年度)

福岡県大野城市

# 大野城市分別収集計画

## 目 次

|   |   |
|---|---|
| 1. 計画策定の意義 .....  | 1 |
| 2. 基本的方向 .....  | 1 |
| 3. 計画期間 .....   | 1 |
| 4. 対象品目 .....   | 2 |
| 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み<br>(法第8条第2項第1号) .....   | 2 |
| 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項<br>(法第8条第2項第2号) .....  | 2 |
| 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の<br>収集に係る分別の区分<br>(法第8条第2項第3号) .....                           | 4 |
| 8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び<br>容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み<br>(法第8条第2項第4号) ..... | 5 |
| 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器<br>包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定<br>方法 .....        | 6 |
| 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項<br>(法第8条第2項第5号) .....  | 6 |
| 11. 分別収集の用に供する施設の設備に関する事項<br>(法第8条第2項第6号) .....   | 7 |
| 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 .....  | 7 |

## 1. 計画策定の意義

大野城市では、将来目標を『ともに創る 個性輝く やすらぎの新コミュニティ都市をめざして』と掲げ、「大野城市環境基本計画」に基づき地球温暖化防止に向けて市民・事業者・行政が協力して市全体の省エネ化を推進していく各種の取り組みを行っているところである。

本市のごみ収集は、「もえるごみ」「ビン・缶」「その他のもえないごみ」「ペットボトル・白色トレイ」「粗大ごみ」「有害ごみ」の6種類で行っている。平成6年7月に一般廃棄物処理手数料として、有料指定ごみ袋制度を、平成8年7月に同じく粗大ごみの有料指定シール制度を導入し、法に基づく「ペットボトル・白色トレイ」の分別収集を平成12年4月に開始した。「もえるごみ」の中間処理を近隣市に委託していたが、平成15年11月からは本市を含む近隣の5市で協力・連携し、中間処理施設および最終処分場を建設し、平成28年4月に本格稼働した。

このような状況の中、本計画は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大きな割合を占める容器包装廃棄物の分別収集、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、環境負荷の低減および廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、持続可能な循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ①ごみの発生および排出を抑制し、排出されたごみは可能な限り資源化を行い、最終処分量の削減を図る。
- ②市民・事業者・行政が一体となったごみ減量化とリサイクル運動を積極的に推進する。
- ③環境教育を推進し、ごみに対する意識の向上を図る。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5ヵ年とし、3年ごとに改定する。

#### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち「スチール製容器」「アルミ製容器」「ガラス製容器（無色・茶色・その他）」「飲料用紙製容器」「段ボール」「紙製容器包装」「ペットボトル」「その他プラスチック製容器包装のうち白色トレー」を対象とする。

#### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（表1）

|             | R 5年度  | R 6年度  | R 7年度  | R 8年度  | R 9年度  |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 容器包装<br>廃棄物 | 7,980t | 7,987t | 7,994t | 8,001t | 8,007t |

#### 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

##### ① 教育・啓発活動の充実

ごみ処理問題啓発の一環として、市内各小学校にワークブック「わたしたちのくらしとごみ」、一般家庭や転入者に「ごみの正しい出し方」等を配布する。また、必要に応じて回覧文による周知を行う。

また、学校や地域団体を対象としたごみ処理施設見学会を実施し、ごみの分別方法や収集から処理までの現状を認識してもらい、ごみに対する意識の向上を図る。

そのほか、本市で実施しているまちづくり出前講座において、「ごみの現状とリサイクル」講座を開設しており、学校や市内各種団体等からの要望に応じて、職員が出向き、ごみ処理の現状や資源の有効利用について説明するとともに、設問形式で自身のごみに対する理解度を認識してもらい、受講者へのごみ減量への協力を呼びかける。

##### ② 有料指定ごみ袋・シール制度

指定袋・指定シールを使用することで、ごみの分別の徹底を図り、有料とすることで、ごみの量に応じた処理費用の一部を排出者が負担することとなり、ごみの減量と排出抑制を図るために、平成6年7月および平成8年7月からそれぞれ導入した。

また、更なるごみ減量と排出抑制やごみの排出量に応じた処理費用負担の公平化、周辺自治体との整合性、ごみ袋の利便性の向上を図るため、平成25年7月にごみ袋料金の改定を行った。

③レジ袋および過剰包装の抑制

各種イベント時にマイバッグを配布し、スーパーマーケット等の小売店におけるレジ袋の排出を抑制するとともに、広報紙や市ホームページなどで過剰包装の抑制PRを行う。

④古紙等の資源回収拠点の充実

ごみの減量と資源の有効利用を図るため、市内の子ども会・シニアクラブ・自治会・マンション管理組合などの古紙回収活動団体に対して古紙等回収倉庫を貸与する要綱を平成14年10月に施行した。古紙回収活動団体の育成と併せて、倉庫貸与団体の拡充や利用促進のPRを行う。

⑤古紙等資源再利用奨励金交付事業

古紙回収活動団体が行う古紙等（新聞紙・雑誌・雑がみ・段ボール・古布・紙パック）の集団回収に対して、表2のとおり奨励金の交付を行う。

（表2）

| 対象品目  |                | 古紙（新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール）・古布・紙パック |               |                                  |
|-------|----------------|-----------------------------|---------------|----------------------------------|
| 奨励金の額 | 基準額            | 1kgにつき一律7円                  |               |                                  |
|       | 加算額            | 年度間における回収申請回数               | 1～3回目         | 1回の回収総量が10トンを超えた分に関して、1kgにつき1円加算 |
|       |                |                             | 4回目以降         | 回収総量1kgにつき1円加算                   |
|       |                | 年度間における回収申請量                | 前年度に交付実績のある団体 | 前年度の回収総量を超えた分に関して1kgにつき3円        |
| 上記以外  | 回収総量1kgにつき2円加算 |                             |               |                                  |

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市で分別収集するために必要な器材や作業員等の確保、選別するための処理施設の整備状況、市民の分別に対する協力度を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を（表3）のように定める。

（表3）

| No. | 分別収集に係る分別の区分 | 分別収集する容器包装廃棄物の種類 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 |
|-----|--------------|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1   | ビン・缶         | スチール製容器          |     |     |     |     |     |
|     |              | アルミ製容器           |     |     |     |     |     |
|     |              | 無色ガラス製容器         |     |     |     |     |     |
|     |              | 茶色ガラス製容器         |     |     |     |     |     |
|     |              | その他ガラス製容器        |     |     |     |     |     |
| 2   | ペットボトル・白色トレイ | ペットボトル           |     |     |     |     |     |
|     |              | 白色トレイ            |     |     |     |     |     |
| 3   | 紙類           | 飲料用紙製容器          |     |     |     |     |     |
|     |              | 段ボール             |     |     |     |     |     |
|     |              | その他紙製容器包装        |     |     |     |     |     |
| 4   | プラスチック類      | その他プラスチック製容器包装   |     |     |     |     |     |

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装  
リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

(表4)

|  | R5年度  |      | R6年度  |      | R7年度  |      | R8年度  |      | R9年度  |      |
|--|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
| 主としてスチール製の容器   | 77 t  |      | 77 t  |      | 77 t  |      | 77 t  |      | 77 t  |      |
| 主としてアルミ製の容器  | 115 t |      | 115 t |      | 115 t |      | 115 t |      | 115 t |      |
| 無色のガラス製容器  | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      |
|  | 164 t |      | 164 t |      | 164 t |      | 164 t |      | 164 t |      |
|  | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 |
|  | 71 t  | 93 t | 71 t  | 93 t | 71 t  | 93 t | 71 t  | 93 t | 71 t  | 93 t |
| 茶色のガラス製容器  | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      |
|  | 121 t |      | 121 t |      | 121 t |      | 121 t |      | 121 t |      |
|  | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 |
|  | 54 t  | 67 t | 54 t  | 67 t | 54 t  | 67 t | 54 t  | 67 t | 54 t  | 67 t |
| その他の色のガラス製容器   | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      |
|  | 97 t  |      | 97 t  |      | 97 t  |      | 97 t  |      | 97 t  |      |
|  | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 |
|  | 97 t  | 0 t  | 97 t  | 0 t  | 97 t  | 0 t  | 97 t  | 0 t  | 97 t  | 0 t  |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。) | 0 t   |      | 0 t   |      | 0 t   |      | 0 t   |      | 0 t   |      |
| 主として段ボール製の容器   | 0 t   |      | 0 t   |      | 0 t   |      | 0 t   |      | 0 t   |      |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの                                 | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      |
|  | 0 t   |      | 0 t   |      | 0 t   |      | 0 t   |      | 0 t   |      |
|  | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 |
|  | 0 t   | 0 t  | 0 t   | 0 t  | 0 t   | 0 t  | 0 t   | 0 t  | 0 t   | 0 t  |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの      | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      |
|  | 229 t |      | 229 t |      | 229 t |      | 229 t |      | 229 t |      |
|  | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 |
|  | 161 t | 68 t | 161 t | 68 t | 161 t | 68 t | 161 t | 68 t | 161 t | 68 t |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの                            | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      |
|  | 2 t   |      | 2 t   |      | 2 t   |      | 2 t   |      | 2 t   |      |
|  | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 |
|  | 2 t   | 0 t  | 2 t   | 0 t  | 2 t   | 0 t  | 2 t   | 0 t  | 2 t   | 0 t  |
| (うち白色トレ)   | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      | (合計)  |      |
|  | 2 t   |      | 2 t   |      | 2 t   |      | 2 t   |      | 2 t   |      |
|  | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 | 引渡    | 独自処理 |
|  | 2 t   | 0 t  | 2 t   | 0 t  | 2 t   | 0 t  | 2 t   | 0 t  | 2 t   | 0 t  |

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

アルミ・スチール製容器、カレット類、ペットボトル及び白色トレイについては、令和3年度実績量に人口変動率を乗じて見込み量を算出した。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は（表5）に示すとおり、現行の収集体制を活用して行う。なお、自治会や市民団体による集団回収や古紙等回収倉庫での回収が進んでいる段ボールについては、引き続きこれらの回収を実施する。また、その他紙製容器包装については集団回収によって、雑がみとしての回収を図り、飲料用紙製容器についても集団回収による回収を図り、市民による自主的な取り組みの支援を行う。

また、平成29年度に実施したごみに関する市民アンケートを分析した結果、共同住宅に居住する単身世帯が古紙等のリサイクルに消極的であることがわかったため、雑がみのリサイクルに関する啓発チラシを配布し、周知・啓発を行う。

（表5）

| 容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る分別の区分   | 収集・運搬        | 選別・保管等 |
|------------|--------------|--------------|--------|
| スチール製容器    | ビン・缶         | 市による<br>定期収集 | 一部事務組合 |
| アルミ製容器     |              |              |        |
| 無色ガラス製容器   |              |              |        |
| 茶色ガラス製容器   |              |              |        |
| その他ガラス製容器  |              |              |        |
| ペットボトル     | ペットボトル・白色トレイ |              |        |
| 白色トレイ      |              |              |        |
| 飲料用紙製容器    | 紙類           | 集団回収         | 民間業者   |
| 段ボール       |              |              |        |
| その他紙製容器包装  |              |              |        |

## 11. 分別収集の用に供する施設の設備に関する事項（法第8条第2項第6号）

「ビン（無色・茶色・その他）」「缶（スチール・アルミ）」「ペットボトル」「白色トレイ」は春日大野城リサイクルプラザで選別・圧縮・保管等を行う。また、「飲料用紙製容器」「段ボール」「その他紙製容器包装」については、古紙等回収業者による処理とする。

（表6）

| 分別収集する容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る分別の区分   | 収集容器    | 集積場所   | 収集車両  | 中間処理                          |
|------------------|--------------|---------|--------|-------|-------------------------------|
| スチール製容器          | ビン・缶         | 有料指定ごみ袋 | ステーション | パッカー車 | 春日大野城リサイクルプラザ<br>(選別・圧縮・保管施設) |
| アルミ製容器           |              |         |        |       |                               |
| 無色ガラス製容器         |              |         |        |       |                               |
| 茶色ガラス製容器         |              |         |        |       |                               |
| その他ガラス製容器        |              |         |        |       |                               |
| ペットボトル           | ペットボトル・白色トレイ |         |        |       |                               |
| 白色トレイ            |              |         |        |       |                               |

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ①容器包装廃棄物の分別収集を円滑、かつ効率的に進めていくため、処理施設の整備状況、市民・事業所の協力度を勘案し、分別・収集体制を構築する。
- ②事業所から発生する廃棄物の分別・減量などの指導に積極的に取り組む。
- ③ごみ問題啓発活動の一環として、各団体の要望に答え、ごみ処理施設見学会や出前講座、生ごみリサイクル講習会などを積極的に推進する。
- ④広報などによる容器包装廃棄物の分別収集のPRや、ごみの出し方に関する冊子の全戸配布などの啓発・指導に努める。
- ⑤転入者に対するごみの出し方の周知のため、「ごみの正しい出し方」の配布を継続的に行う。
- ⑥市内の各種団体が行う古紙等集団回収を積極的に支援し、回収活動団体の育成に努める。
- ⑦古紙等回収活動団体などに貸し出している古紙等回収倉庫の活用を推進し、回収量を増やすための取り組みを積極的に行う。
- ⑧古紙のリサイクルに対する意識が希薄な単身世帯に対し、近隣の古紙等回収倉庫等を記載した啓発チラシを配布し、リサイクル意識の向上を図る。